

PCB を含有している電気機器が無いか点検を行ってください！

本文

PCB を含む電気機器等（変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管されているときは、PCB 特措法に基づき届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル（高圧受電設備）、倉庫などを点検してください。PCB 特措法では、毎年度 PCB 廃棄物の保管状況等について届出を行い保管するとともに、期限内に適正に処理する必要があります。現在届出を行っていない場合は滋賀県または大津市までお問合せください。

【ホームページ】

○滋賀県

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/pcb.html>

滋賀県ホームページ > 環境・自然 > 廃棄物 > 廃棄物処理業

> 産業廃棄物処理関係 > ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

○大津市

「事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を保管していませんか」

<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/1389154518400.html>

大津市ホームページ > 組織から探す > 環境部産業廃棄物対策課 > 業務案内

> 産業廃棄物事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を保管していませんか

【問い合わせ先】

○滋賀県

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物対策室廃棄物指導係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-3474 FAX：077-528-4845

○大津市

大津市環境部産業廃棄物対策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL：077-528-2062 FAX：077-523-1560

【本文の詳細バージョン】

PCB を含む電気機器等（変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管しているときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）に基づき届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル（高圧受電設備）、倉庫などを点検してください。PCB 含有の有無は機器メーカーや中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のホームページでも判別することができます。

PCB を含有していることが判明した場合は、PCB 特措法に基づき、毎年度 PCB 廃棄物の保管状況等について届出を行うとともに、適正に保管する必要があります。また処理にあたっては、別途 PCB 特措法により処理期限内に処理する必要があります。PCB を含む電気機器等は通常の産業廃棄物として処分することができず、不法投棄や不適正な方法で処分した場合は厳しく罰せられることがありますのでご注意ください。詳しくは滋賀県または大津市までお問合せください。